

社会福祉法人福井県社会福祉協議会 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人福井県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、福祉系高校に在学し介護福祉士資格の取得を目指す生徒に対して、修学資金の貸付を実施し、その後、県社協福祉系高校修学資金貸付事業（以下「福祉系高校修学資金」という。）実施要綱14条第1項に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付ける事業を実施することにより、県内の若者の福祉分野への参入促進、地域の福祉人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉系高校

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものをいう。

(2) 返還充当資金返還免除対象業務

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務をいう。

(貸付対象者)

第3条 返還充当資金の貸付対象者は、福祉系高校修学資金実施要綱の第14条第1項に掲げる事項に該当する者（同第15条により読み替えの適用となる者を含む。）とする。

(貸付金額等)

第4条 貸付金額は、福祉系高校修学資金実施要綱の第4条第1項により貸し付けた修学資金と同額とする。

2 利子は、福祉系高校修学資金実施要綱の第4条第2項と同一とする。ただし、延滞利子は、同第24条と同一とする。

(貸付方法)

第5条 本貸付金は、県社協会長が貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、福祉系高校修学資金の修学生で本事業の貸付対象となる者について契約変更を行い、県社協において返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替える会計処理により行うものとする。

2 前項について、県社協会長は、福祉系高校修学資金の貸付契約時に福祉系高校修学資金実施要綱の第14条第1項に掲げる事項に該当する場合は事業が移行することについて、修学生お

よび連帯保証人から予め同意を得ることにより、貸付契約の変更手続きを省略するものとする。

- 3 県社協会長は、前2項により返還充当資金貸付事業に移行した修学生について、移行後、福祉系高校修学資金貸付事業の様式を「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」と読み替えて使用することとする。

(貸付後の取扱い)

第6条 前条により、返還充当資金貸付事業に移行した場合の返還、返還債務の当然免除、返還債務の履行猶予、その他の届出等の取扱いは、すべて福祉系高校修学資金に準じる。

- 2 前項の場合、福祉系高校修学資金実施要綱にある「介護職員等の業務」を、「返還充当資金返還免除対象業務」と読み替える。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、修学資金の貸付に関し必要な事項は、県社協会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行し、令和3年4月に福祉系高校に在学している者から適用する。